



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	登録知財権の存否又は効力に関する訴えの国際裁判管轄について
Author(s)	嶋, 拓哉
Citation	北大法学論集, 75(5-6), 29-58
Issue Date	2025-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94410
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_Shima_lawreview_75_5・6.pdf



登録知財権の存否又は効力に関する 訴えの国際裁判管轄について

嶋 拓 哉

1. 問題の所在

民訴法3条の5第3項に関する疑問点は2つある。同項は、登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」を法定専属管轄事項として規定するが、具体的にどのような訴訟類型を想定すれば良いかが一つ目の問題である。この点に関して、立案担当者は、「具体的には、特許権等の不存在確認の訴えや無効確認の訴え等が考えられ」¹としつつも、日本の登録知財権の無効等に関する判断が行政審判における審決および審決取消訴訟に委ねられていることを理由として、民訴法3条の5第3項の適用が実際に問題となるのは、「主として、外国で設定の登録がされて発生した知的財産権の存否又は効力に関する訴えである」と結論付けている²。立案担当者および通説的見解は法定専属管轄規定の双方化³を支持

¹ 佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正・国際裁判管轄法制の整備』（商事法務、2012年）111頁。

² 佐藤＝小林編著・前掲注（1）112頁。

³ 「法定専属管轄規定の双方化」を肯定する見解は、民訴法3条の5が法定専属管轄規定として日本の国際裁判管轄を根拠付けるだけではなく、民訴法3条の10に基づき、同法3条の5の連結点が外国に所在する場合には、日本の国際裁判管轄を否定する剥奪的機能を有すると考える。詳細は、嶋拓哉「国際的な法定専属管轄って、これでいいのか？——登録知財権に焦点を当てて考える」国際私法年報24号168～175頁（2022年）を参照。

するが、法定専属管轄規定の双方化を否定する立場を採れば、民訴法3条の5第3項はもはや直接管轄としての意義を有さず、専ら間接管轄規定として機能するに止まる。そこで、民訴訟3条の5第3項の機能および射程を如何に考えるべきかが問題となる。

次に、登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」は、登録知財権侵害に基づく損害賠償請求訴訟および損害賠償債務不存在確認訴訟（両者を併せて「侵害訴訟」ということがある）は含まないとするのが立案担当者の見解⁴であり、通説的見解⁵でもある。もっとも、登録知財権侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、侵害者とされる被告から原告の知財権が無効である旨の抗弁が提出された場合や、損害賠償債務不存在確認訴訟において、侵害者とされる原告からその前提問題として被告の知財権が無効である旨の主張があった場合はどうであろうか。これが2つ目の疑問である。欧州連合では既にブリュッセルIbis規則24条4号において所要の改正がなされた論点であるが、わが国でも、損害賠償請求訴訟における被告または損害賠償債務不存在確認訴訟における原告から、侵害があったとされる登録知財権が無効である旨の主張がなされた場合に、この主張を民訴法3条の5第3項の事項的適用範囲に含めるべきか否かを検証する必要があると思われる。

2. 民訴法3条の5第3項の直接管轄規定としての意義

（1）立案担当者および通説的見解

立案担当者および通説的見解は、民訴法3条の5第3項が規定する登

⁴ 佐藤＝小林編著・前掲注（1）113～114頁。

⁵ 高部真規子編著『最新裁判実務体系10・知的財産権訴訟Ⅰ』（青林書院、2018年）99、103頁〔鈴木わかな〕、牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務体系Ⅲ』（青林書院、2014年）425頁〔井上泰人〕、櫻田嘉章『国際私法〔第7版〕』（有斐閣、2020年）365～366頁、松岡博編『国際関係私法入門〔第4版補訂〕』（有斐閣、2021年）283頁〔多田望〕、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第9版〕』（有斐閣、2024年）277頁、中西康ほか『LegalQuest 国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2022年）288頁、木棚照一『国際知的財産法入門』（日本評論社、2018年）131～138頁、嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草書房、2022年）102～103頁〔竹下啓介〕。

登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」とは、「知的財産権の存否又は効力自体が訴訟物として争われる場合」であるとする⁶。そのうえで、既述（前章1.）のとおり、これら見解によれば、具体的には「特許権等の不存在確認の訴えや無効確認の訴え等が考えられ」る⁷としつつも、日本では、登録知財権の存否又は効力に関する判断が行政審判における審決および審決取消訴訟に委ねられている⁸ことを理由として、民訴法3条の5第3項の適用が実際に問題となるのは、「主として、外国で設定の登録がされて発生した知的財産権の存否又は効力に関する訴えである」と結論付ける⁹。この立案担当者の見解は、直接管轄の局面を念頭に置いた場合には、①民訴法3条の5第3項は、日本の国際裁判管轄を積極的に根拠付ける機能を有しないこと、②法定専属管轄規定の双方化を前提とすれば、外国の登録知財権の存否又は効力に関する訴えについては、民訴法3条の10および3条の5第3項に基づいて、日本の国際裁判管轄が否定されるべきことの2つを意味する¹⁰。他方で、間接管轄の局面を念頭に置けば、日本の登録知財権の存否又は効力に関する外国裁判所の判決は民訴法118条1号要件を満たさないため、その内国効力を承認する余地はないとの結論に至る¹¹。

また、立案担当者および通説的見解によれば、民訴法3条の5第3項に規定する「効力」は登録知財権の有効性を意味すると考えられてい

⁶ 佐藤＝小林編著・前掲注（1）111頁。

⁷ 佐藤＝小林編著・前掲注（1）111頁。なお、高部編著・前掲注（5）98頁〔鈴木〕も併せて参照。

⁸ 日本では登録知財権の存否は拒絶査定不服審判および審決取消訴訟において争われ、効力は無効審判および審決取消訴訟において争われる。

⁹ 佐藤＝小林編著・前掲注（1）112頁。なお、高部編著・前掲注（5）99頁〔鈴木〕も併せて参照。

¹⁰ 高部編著・前掲注（5）98頁〔鈴木〕、牧野ほか編・前掲注（5）424頁〔井上〕、澤木＝道垣内・前掲注（5）277頁、中西ほか・前掲注（5）165頁、嶋＝高杉編・前掲注（5）97～98頁〔竹下〕。

¹¹ 高部編著・前掲注（5）98頁〔鈴木〕、牧野ほか編・前掲注（5）424頁〔井上〕、道垣内正人「特許権をめぐる国際私法上の問題」特許管理60巻6号888～889頁（2010年）、嶋＝高杉編・前掲注（5）102頁〔竹下〕。

る¹²。よって、権利の帰属に関する訴えや権利侵害に基づく損害賠償請求訴訟および損害賠償債務不存在確認訴訟は、権利の存否又は効力に関する訴えに該当しないことを理由に、民訴法3条の5第3項の射程外であるとする¹³。立案担当者および通説的見解は法定専属管轄規定の双方化を肯定するが、そうした双方化を肯定する見解に立ったとしても、外国登録知財権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟や損害賠償債務不存在確認訴訟について、民訴法その他の国内法に基づいて日本の国際裁判管轄を肯定することは妨げられない¹⁴。

(2) ブリュッセル Ibis 規則24条4号

ブリュッセルIbis規則24条4号は、「出願又は登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録又は有効性を対象とする手続」を、登録国の法定専属管轄事項とする旨を規定するが、このうち登録知財権の「有効性」とは、権利の有効性（die Gültigkeit）を指す¹⁵。この「有効性」が具体的に如何なる意味内容を有するものであるのかは、わが国

¹² 法制審議会・国際裁判管轄法制部会第4回議事録7頁、同第7回議事録30頁、道垣内・前掲注(11)889頁、松岡編・前掲注(5)283頁[多田]。

¹³ 高部編著・前掲注(5)99頁[鈴木]、牧野ほか編・前掲注(5)425頁[井上]、澤木＝道垣内・前掲注(5)277頁、櫻田・前掲注(5)365～366頁、木棚照一編著『国際私法』（成文堂、2016年）374頁[江泉芳信]、本間靖規ほか『国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2024年）60頁[中野俊一郎]、木棚照一『国際知的財産法』（日本評論社、2009年）217～222頁、木棚照一編『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』（経済産業調査会、2003年）138頁[渡辺惺之]、茶園茂樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報11号73頁（2010年）、申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について（1）」法学論叢155巻2号34頁（2004年）、飯村敏明＝設楽隆一編著『知的財産関係訴訟』（青林書院、2008年）279頁[杉浦政樹]、嶋＝高杉編・前掲注(5)102～103頁[竹下]。

¹⁴ 高部編著・前掲注(5)99頁[鈴木]、牧野ほか編・前掲注(5)425頁[井上]、道垣内・前掲注(11)889頁、本間ほか・前掲注(13)60頁[中野]。

¹⁵ J. Kropholler/J. von Hein, Europäisches Zivilprozessrecht, 9. Aufl. (Recht und Wirtschaft, 2011), EuGVO Art. 22 Rdn. 46; T. Rauscher (Hrsg.), EuZPR/EuIPR, Band 1 [Brüssel Ia-VO], 5. Aufl. (Otto Schmidt, 2021), Art. 24 Rdn. 170 [P. Mankowski].

民訴法3条の5第3項の事項的適用範囲を探求するに当たり比較法的指針を提示してくれるものと思われる。

一般には、ブリュッセルIbis規則24条4号に規定する、権利の「有効性」とは、直接的には権利が有効に成立しているか否かという問題（登録知財権の存否や失効の問題）、申請の先後に基づいて優先権を主張できるか否かといった問題を念頭に置いている¹⁶。中でも事案として最も多いのは、登録知財権が有効でない旨を主張してその取消しを求める事案である¹⁷。他方で、登録知財権の譲渡・返還請求等に代表される権利の帰属に関する訴え、侵害に基づく損害賠償請求訴訟および損害賠償債務不存在確認訴訟は同号の事項的適用範囲に含まれないとされる¹⁸。また、

¹⁶ 欧州司法裁判所は、この点に関して「特許権の有効性、存在、失効、申請の先後を理由とする優先権が主張できるか否かといった問題」が対象となる旨を判示する（Ferdinand M.J.J. Duijnste v Lodewijk Goderbauer, ECJ of 15. Nov. 1983, Case 288/82, ECR 3663, 3677）。D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung (Brüssel Ia) (C. H. Beck, 2017), Art. 24 Rdn. 117 [D. Paulus]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn.15), EuGVO Art. 22 Rdn. 43-46; C. Heinze/C. Warmuth, Intellectual Property and the Brussels Ibis Regulation, in P. Mankowski (ed.), Research Handbook on the Brussels Ibis Regulation (Edward Elgar, 2020), 147, 152; M. R. Isidro (ed.), Brussels I bis (Edward Elger, 2022), para. 24.44 [L. M. Kahl]; V. Lazić/P. Mankowski, The Brussels I-bis Regulation (Edward Elger, 2023), para. 4.075等も、こうした見解を支持する。

¹⁷ Napp Laboratories v. Pfizer Inc. [1993] FSR 150; Chiron Corp v. Evans Medical Ltd and others [1996] FSR 863; Fort Dodge Animal Health Ltd v. Akzo Nobel NV, 29 International Review of Industrial Property and Copyright Law 927 (1998)。

¹⁸ A. Dickinson/E. Lein (ed.), The Brussels I Regulation Recast (Oxford Univ. Pr., 2015), § 842 [M. Lehmann]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, a.a.O. (Fn. 16), Art. 24 Rdn. 119-121 [D. Paulus]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn.15), EuGVO Art. 22 Rdn. 48ff; R. Geimer/R. A. Schütze, EuZVR (Europäisches Zivilverfahrensrecht), 4. Aufl. (C. H. Beck, 2020), EuGVVO Art. 24 Rdn. 228-229 [R. Geimer]; Münchener Kommentar ZPO, Band 3, 6. Aufl. (C. H. Beck, 2022), Brüssel Ia-VO Art. 24 Rdn. 36-38 [P. Gottwald]; P. G. Mayr (Hrsg.), Handbuch des Europäischen Zivilfahrensrechts (Manz, 2017), Rdn. 3.597 [A.

特許権の対象範囲に含まれる発明の帰属や発明者の特定を巡る訴訟¹⁹、特許権出願の有無や出願の有効性を巡る訴訟も同じく、同号の事項的適用範囲には含まれない²⁰。

なお、ドイツ等では権利の有効性に関する問題は、登録に関する問題と並んで公法の領域に属するとされ、ブリュッセルIbis規則24条4号の適用が想定され得ないとする見解がある²¹が、この見解によれば、ドイ

Wittwer]; M. Karayanidi, *Rethinking Judicial Jurisdiction in Private International Law* (Hart, 2020), 194. P. Torremans, *Intellectual Property and Private International Law*, 3rd ed. (Oxford Univ. Pr., 2024), para. 1.40; C. Heinze/C. Warmuth, *supra* note (16), 152. なお、1983年11月15日付欧州司法裁判所判決 (Ferdinand M.J.J. Duijnste v Lodewijk Goderbauer, ECJ of 15. Nov. 1983, *supra* note (16)) は、従業員と雇用主 (正確には、雇用主の清算人) との間で、従業員が雇用期間中に行った発明にかかる特許権の帰属を巡る訴訟についてのものであったが、同裁判所は、職務発明に伴う特許権の帰属は法定専属管轄規定の事項的適用範囲には含まれない旨の判断を行っている。また、2017年10月5日付欧州司法裁判所判決 (Hanssen Beleggingen BV v. Tanja Prast-Knippling, ECJ of 5 Oct. 2017, Case C-341/16, ECLI:EU:C:2017:738) は、ドイツ企業がベネルクス知財庁に商標登録を行っていたところ、同企業のオーナーの妻が夫からの相続財産として同一の商標をベネルクス知財庁に登録申請しその登録が認められたことから、当該商標の帰属を巡ってドイツ企業がオーナーの妻を相手取りドイツの裁判所に提起した訴訟である。欧州司法裁判所は、登録知財権がいずれの者に帰属しているかといった問題はブリュッセル Ibis 規則24条4号の法定専属管轄の対象には含まれない旨を判示している。

¹⁹ 発明に対する権利を有しない者が特許権を出願すれば、そのことは特許権の有効性を巡る判断の基礎を構成するものの、発明に対する権利の帰属等を巡る問題は飽く迄も特許権の有効性判断の前提問題に過ぎず、ブリュッセル Ibis 規則24条4項の事項的適用範囲に含まれないと解されている (IRnova AB v FLIR Systems AB, Case C-399/21, ECLI:EU:C:2022:648, para.44-45)。

²⁰ V. Lazić/P. Mankowski, *supra* note (16), para. 4.083.

²¹ ドイツでは、ブリュッセル Ibis 規則24条4号の適用を巡って見解の対立がある。即ち、知財権の存否および登録にかかる判断は一次的には特許庁の行政手続に委ねられており、司法機関の手続は二次的なものに止まるほか、これら手続はいずれも公法規定に服するとされる。これらのことを踏まえて、知財権の存否および登録の判断はブリュッセル Ibis 規則1条1項が規定する私法的要素を有しておらず、従ってドイツでは、直接管轄の局面において同規則24条

ッ等では間接管轄の局面では兎も角、少なくとも直接管轄の局面において同号は空文化する。

(3) 直接管轄の局面における民訴法3条の5第3項

このように見てくると、民訴法3条の5第3項が規定する登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」が指し示す内容は、ブリュッセルIbis規則24条4号が規定する事項のうち、登録知財権の「有効性を対象とする手続」の内容とほぼ一致すると考えられる。これら条文がともに定める法定専属管轄事項は、登録知財権の成立の有無および成立した登録知財権の失効に関する問題であるが、少なくとも日本では、これらの問題は非民事の領域に属する手続（行政審判における審決および審決取消訴訟）に委ねられるのが通常である。従って、民訴法3条の5第3項が直接管轄規定として機能する局面は主として、外国登録知財権の存否又は効力に関する訴えが日本の裁判所に提起された場合において日本の国際裁判管轄を否定するかという問題に限定されることになる²²。私見の如

4号の適用が想定され得ないとする見解が提唱されている (R. Geimer/R. A. Schütze, aaO (Fn. 18), EuGVVO Art. 24 Rdn. 233f [R. Geimer])。この見解によれば、ドイツでは間接管轄の局面は兎も角、少なくとも直接管轄の局面では同号は空文化する。他方で、ブリュッセル Ibis 規則では私法的手続と公法的手続の区別が未だ厳密に整理されていないことや、こうした区別はコモン・ロー諸国では一般的ではなく欧州連合全体をカバーする同規則上は両者を相対化する必要があること等を理由として、仮令ドイツ法上は知財権の存否および登録の判断が公法領域に属するにしても、ブリュッセル Ibis 規則24条4号の適用範囲に含めて考えても一向に構わないとする見解も提唱されている (T. Rauscher (Hrsg.), aaO (Fn. 15), Art. 24 Rdn. 175 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, aaO (Fn. 15), EuGVO Art. 22 Rdn. 47)。このうち後者の見解によれば、知財権の存否および登録を巡る紛争については、公法事項の属地主義的性格および公法の属地的適用を根拠とするのではなく、まさにブリュッセル Ibis 規則24条4号を根拠として、ドイツの法定専属管轄が肯定されることになる。

²² もっとも、民訴法3条の5第3項が直接管轄規定として機能する局面が全くないわけでもない。従前の裁判例において、一般論ではあるが、商標権の不存在確認の訴えを認める余地を残したものが存在するからである (名古屋地一宮支判昭和59年3月23日判工所2831の8頁〔イトオテルミン第1審〕。名古屋

く、法定専属管轄規定の双方化を否定する見解に立てば、外国の登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」が日本の裁判所に提起された場合であっても、民訴法3条の5第3項は日本の国際裁判管轄を否定する剥奪的機能すらも有しないことから、直接管轄の局面における同項の存在意義は皆無に近くなるだろう²³。

そのうえで、立案担当者および通説的見解によれば、登録知財権の帰属に関する訴えは、登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」（民訴法3条の5第3項）に含まれないとしつつも、登録の移転・抹消請求に関する訴えは、「登録に関する訴え」（民訴法3条の5第2項）として法定専属管轄の対象に含まれることになる²⁴。即ちこれらの見解では、日本の登録知財権の譲渡契約の当事者間において、譲渡対象である日本の登録知財権がいずれに帰属するかという問題が生じた場合には、外国裁判所がその日本の登録知財権の帰属問題について裁判管轄権を行使することを容認しておきながらも、その権利帰属を巡る判断を反映させるために登録移転・抹消請求を行う段階では外国裁判所が裁判管轄権を行使

高判昭和61年12月26日判工所2831の16頁〔同第2審〕、最判昭和62年6月4日判工所2831の20頁〔同上告審〕も名古屋地裁の判断を維持。本事案については、田村善之『商標法概説〔第2版〕』（弘文堂、2000年）321頁、427～428頁を参照）。すなわち、本判決では、商標権の譲渡契約が無効であれば、商標権の移転登録およびこれを前提とする存続期間の更新登録も無効であり、利害関係を有する者はこれら各登録の抹消登録手続を求めるとともに、商標権の不存在確認を求める利益があるとの一般論が展開されている（もっとも、本事案の具体的判断としては請求が棄却されている）。立案担当者は、民訴法3条の5第3項の適用が実際に問題となるのは「主として、外国で設定の登録がされて発生した知的財産権の存否又は効力に関する訴えである」とする（佐藤＝小林編著・前掲注（1）112頁）が、ここで「主として」という文言が付されているのは、恐らくは上記裁判例を念頭に置いてのことではないかと思料される。

²³ なお、執筆者が法定専属管轄規定の双方化を否定する見解を採用すること、およびその根拠については、嶋拓哉「わが国は『外国の登記・登録に関する訴訟』に裁判権を行使してはいけないのか？」北大法学論集71巻5号963頁以下（2021年）を参照。

²⁴ なお、このことは欧州連合のブリュッセルIbis規則24条4号にも同様に妥当する。

することを許容しないことになるのだが、こうした結論を採用ことに実質的な意義があるかと問われれば、大いに疑問である。権利帰属を巡る外国裁判所の判決の内国効力を承認するのであれば、日本の裁判所に残された使命は、その外国裁判所の判決内容を忠実に登録に反映させるために必要な判断を行うだけのことであるが、これを法定専属管轄事項とすることに実質的な意義を見出すことは難しいように思われる。知財産を含めた権利一般を巡る私人間の民事紛争において重要なのは、移転・抹消登録請求に関する判断ではなく、権利の帰属という当事者間の実体的法律関係に関する判断の方である²⁵。例えば、ブリュッセルIbis規則24条では、内国不動産の物的権利関係については法定専属管轄事項としつつも、移転・抹消登記請求に代表される不動産登記に関する問題は法定専属管轄の対象外とする²⁶が、これは内国不動産の権利帰属に関する実体的な判断の方が、それを忠実に反映するだけの登記請求に関する判断よりも国家的利害としての重要度が高いという認識に基づくものである。内国不動産に関わる法的紛争総てを法定専属管轄事項とするのは適当ではないとしつつも、自国国境の完全な一体性を維持するという目的のために (for the sake of maintaining the integrity of state territorial borders)、不動産の権利移転を含めてその実体的な権利帰属を巡る紛争に限り、法定専属管轄事項とするのが適当と判断したのである²⁷。繰返しになるが、問題の重要性や物事の順序に鑑みれば、登記・登録の移転・抹消請求を法定専属管轄事項とするのではなく、私人間の権利帰属に関する実体問題を法定専属管轄の対象に含めるのが本筋である。裏を返せば、仮に私人間における権利帰属を巡る実体問題を法定専属管轄事項か

²⁵ 嶋・前掲注(3)179頁、同「『不動産の権利に関する訴訟』を国際的な法定専属管轄の対象にする必要はないのか——実効的な領土保全に向けた取組みとして」北大法学論集72巻5号1351～1353頁(2022年)。

²⁶ 不動産の物的権利関係の問題は、ブリュッセルIbis規則24条1号に基づいて、不動産が所在する構成国の法定専属管轄が認められる。また、登記の有効性の問題はブリュッセルIbis規則24条3号に基づいて登記国の法定専属管轄事項とされるものの、その事項的適用範囲には登記の帰属に関する問題は含まれない。

²⁷ M. Karayanidi, *supra* note (18), 189.

ら除外するであれば、登録移転・抹消請求を法定専属管轄事項に含めることに然程の意義はないと考えるのが自然であるように思われる。

もっとも、私人間における実体的な法律関係の問題を法定専属管轄の対象に含めるか否かについては、立法論の観点から多様な見解があり得る。欧州連合では内国不動産の物的権利関係の問題を法定専属管轄事項とするが、これについても、立法論的視点から批判的な意見が寄せられることも少なくない²⁸。日本では内国不動産の物的権利関係の問題を法定専属管轄の対象外とするが、やはり立法論としてこれに批判的な見解が存在する²⁹。そのうえで、知財権の帰属を巡る問題に立ち戻って議論を続ければ、この問題は欧州、日本ともに法定専属管轄の対象から除外しているが、この点について目立った異論・批判は見当たらない。そもそも法定専属管轄の根拠が従前からの歴史的経緯、伝統に拠るところも大きく曖昧であるため、必ずしも理論的な精査が厳密になされているわけでもない。従って、法定専属管轄の事項的適用範囲を如何に画すべきかという問題は多分に感覚的、情緒的な性格を帯びているのも事実である³⁰。また、法定専属管轄の事項的適用範囲を検討するに当たっては、それが国家的・主権的利害を反映するものである以上、法政策的な考慮も重要である。日本でも近時、法定専属管轄を自国の国際的強行法規の適用を確保するための手段として位置付けようとする見解が提唱されている³¹。あるいは執筆者のように、法定専属管轄を自国の強行規定、特

²⁸ M. Lehmann/S. Lorenzo, Der Rumpfgerichtsstand für dingliche Klagen nach Art. 16 Nr. 1 EuGVÜ (Art. 22 Nr. 1 EuGVVO), IPRax 2007, 190, 194f; D. Solomon, Der Immobiliargerichtsstand im Europäischen Zuständigkeitsrecht, im Festschrift für B. von Hoffmann zum 70. Geburtstag (Ernst und Werner Gieseking, 2011), 727, 731; R. Geimer, IZPR, 9. Aufl. (Otto Schmidt, 2024), Rdn. 896; J. Schröder, Internationale Zuständigkeit (Westdeutscher, 1971), 367ff.

²⁹ 澤木＝道垣内・前掲注(5) 266, 274頁、嶋拓哉「外国人による内国不動産の物的権利の取得に関する一考察——国際民事手続法の視点を中心に据えて」JCA ジャーナル70巻4号53頁以下(2023年)等。

³⁰ 嶋拓哉「欧州連合規則における法定専属管轄に関する一考察」北大法学論集71巻1号42頁(2020年)。

³¹ 横溝大「国際専属管轄」名古屋大学法政論集245号130～132頁(2012年)。

に外人法の適用を確実にするための手段として活用すべきとする見解も成り立ち得る³²。例えば、水源地、基地周辺、国境線上にある離島等安全保障上重要な地域に所在する内国不動産について私人間の権利移転を制限する政策を採り、特に外国人の内国不動産の取得・所有に対して積極的な規制に乗り出すというのであれば、日本においても、不動産の物的権利関係の問題を法定専属管轄の対象に含めるべき法政策的な要請は高まるはずである³³。同様に、経済安全保障の観点等に立って、外国人に対する特定の技術移転を防止する等の目的で、自国の登録知財権に關しても私人間における権利移転を制限する方針に転換するのであれば、今後、登録知財権（特に特許権）の権利帰属の問題を法定専属管轄の対象に含める必要が生じる可能性は否定しきれまい³⁴。

³² 嶋拓哉「国際私法・国際取引法の視点からみる『経済安全保障』」北大法学論集75巻3＝4号349頁（2024年）、同・前掲注（29）53頁以下。

³³ 日本でも1925年に外国人による内国土地の取得を規制する目的で、外国人土地法が制定されている（なお同法の施行は翌1926年）。もっとも、この法律は具体的な規制対象となる権利や制限内容を直接には定めておらず、戦前は、勅令でこれらの事項を規定していたが、戦後まもなくして勅令が廃止された後は、それに替わる政令が制定されないまま現在に至っている。従って、日本では現在、外国人による土地取得を規制する法律は存在するものの、具体的な規制内容が定められておらず、実効的な規制が望めない状態が続いている（この点については、嶋拓哉「道内のインバウンドを巡る法的問題について（下）」開発こうほう2019年8月号26頁以下、同・前掲注（29）56～57頁を参照）。この外国人土地法は外人法としての性格を有するものであると考えられるが、こうした法律の確実な適用を通じて外国人による日本の不動産取得を実効的に規制するためには、内国不動産の物的権利関係の問題を法定専属管轄の対象に含めることが必要であろう。特に、竹島や対馬を巡る韓国の動向、尖閣諸島、沖縄諸島、東シナ海を巡る中華人民共和国の動向等を念頭に置けば、日本固有の領土の一体性を断固として守るためにも、内国不動産の物的権利関係の問題について、実体法、手続法両面における法整備を積極的に進めることが切望される。

³⁴ 他方で、外国人に対する特定の技術移転の問題については、特許権といった権利を単位とする規制ではなく、技術を単位とする規制が有効であると考えられ、実際にそれに沿った対応が採られている（例えば、北朝鮮に対する禁輸措置や旧対共産圏輸出統制委員会による共産主義国家への技術移転の制限を想起すれば、このことがよく理解できるであろう）。この問題は単に、国家安全

(4) 民訴法3条の5第3項と侵害訴訟

(イ) 日本

立案担当者および通説的見解によれば、民訴法3条の5第3項に侵害訴訟が含まれないことは既述(2.(1))のとおりである。裁判実務も、外国特許権に対する侵害訴訟について日本の国際裁判管轄を肯定する³⁵。こうした結論は、欧州連合のブリュッセルIbis規則も同様である³⁶。

もっとも、裁判実務において、外国特許権侵害に基づく請求を認容する判決を下した事案は存在しない。日本の裁判所がこうした訴訟について国際裁判管轄を肯定したところで、仮に本案審理において外国特許権侵害に基づく請求を認容する余地が皆無であるとすれば、結局のところ、日本の国際裁判管轄を否定するのと事実上同じことである。まずは最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁(「カードリーダ事件最高裁判決」という)に沿ってこの点を確認してみたい。原告X(日本法人)が米国特許権を有していたが、被告Y(日本法人)がその発明の技術的範囲に属するY製品を日本で製造しこれを米国に輸出したことから、Yに対して、日本におけるYによる製造・輸出行為が米国特許法上特許権侵害の積極的誘導行為に当たるとして、これら行為の差止請求、Y製品の廃棄

保障上の問題に止まらず、産業スパイによる技術不正取得の問題にも大いに関係する。外国への技術流出を実効的に規制するためには如何なる規制枠組みが有効であるかを検討する過程で、技術類型を単位とする実体法規制の枠組みではなく知財権という権利を単位とする実体法規制の枠組みに転換すべきか否か、および知財権の帰属に関する問題を法定専属管轄事項として位置付けるか否かといった問題が併せて議論の俎上に上る可能性もあるだろう。

³⁵ 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁、東京地判平成15年10月16日判時1874号23頁。

³⁶ 但し、ブリュッセルIbis規則24条4号第1文では、外国登録知財権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟において被告が原告の外国知財権の無効抗弁を行った場合、あるいは侵害債務不存在確認訴訟において原告が被告の外国知財権の無効を主張した場合には、その被告による無効抗弁又は原告による無効主張に限り法定専属管轄の対象とすることが明文で規定されている。従って、この場合であっても、侵害訴訟および侵害債務不存在確認訴訟自体が登録国の法定専属管轄の対象となるわけではないと考えられている。この点については、次章(3.)において詳述する。

請求および損害賠償請求を行ったのが、本件事案である。最高裁は日本の国際裁判管轄を肯定したうえで、本案審理の結果、差止請求、廃棄請求および損害賠償請求のいずれも棄却した。最高裁による判断の骨子は概ね、以下のとおりである。

- ① 差止請求および廃棄請求については、特許権の効力の問題と性質決定し、条理に基づいて準拠法が米国法であるとした。そのうえで、米国外におけるYによる特許権侵害の積極的誘導行為に米国特許法を適用し違法と認定することが、属地主義原則を採る日本の特許法秩序の基本理念とは相容れないとし、法例33条(法の適用に関する通則法「通則法」という) 42条に相当) に基づき米国特許法の適用を排除した。
- ② 損害賠償請求については、不法行為の問題と性質決定し、法例11条1項(通則法17条に相当) に基づき準拠法が米国法であるとした。そのうえで、米国特許法によれば、米国外におけるYによる特許権侵害の積極的誘導行為は損害賠償責任を発生させる可能性があるにしても、属地主義原則を採る日本の特許法秩序に照らせば、不法行為に該当するものではない。従って、法例11条2項(通則法22条1項に相当) に基づいて、日本法を適用した結果、Yの行為について不法行為の成立を否定した。

上記①および②より明白であるが、いずれの請求も棄却した最高裁の判断は、準拠法である米国法によれば自国外でのYによる積極的誘導行為は違法と評価し得るが、そのことは属地主義原則を採る日本の特許法と相容れない、あるいは日本の特許法に照らせばYによる行為の違法性を認定し得ない、という論理に支えられたものである。逆に言えば、仮に問題となった事案がYの侵害行為が米国内で完結してなされ、XがYの当該行為を問題視し一連の請求を行うものであったとすれば、最高裁のこの論理に従う限りは、請求を棄却すべき理由はもはや存在せず、米国特許法に基づいて請求が認容される可能性があったと考えられる。つまり、外国特許権の侵害事案であったとしても、事実関係がこうした様相を呈する場合には、単に日本の国際裁判管轄を肯定するに止まらず、本案において外国法に基づく請求を認容する余地が実際に存在するということである³⁷。

このことは、東京地判平成15年10月16日判時1874号23頁（「サンゴ砂事件判決」という）でも裏付けられる。この事案では、原告X（日本法人）はX商品を製造し米国に輸出していたが、これが被告Y（日本法人）の有する米国特許権の技術的範囲に属さず、またはYの米国特許権が無効である旨を主張して、米国内でX商品を販売することがYの米国特許権を侵害しないとして、Yが米国特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認等を求める訴訟を提起した。本事案は外国特許権侵害に基づく損害賠償債務不存在確認訴訟（消極的確認訴訟）の類型に属するが、東京地裁は、日本の国際裁判管轄を肯定したうえで、差止請求を特許権の効力の問題と性質決定し、条理に基づいて準拠法が米国法であるとした。続けて同地裁は米国特許法の要件充足をきめ細かくチェックし、Yが差止請求権を有しないことを確認したが、具体的な事実関係次第では、米国特許法に基づいてYが差止請求権を有するとの認定を行う余地も十分にあったと理解すべきである。

（ロ）比較法的視点

しかしながら、海外に眼を転じると、知財権の存否又は有効性に関する訴訟はもちろんのこと、侵害訴訟についてまで法定専属管轄の規律対象に含める見解が存在する。このことは、比較法的に見ると、侵害訴訟

³⁷ 英国では従前より、外国での侵害行為に関する事物管轄の制約（the jurisdictional limitations in relation to infringements abroad）というルールが存在することから、外国で行われた外国知財権の侵害行為を巡る訴訟について自国の国際裁判管轄を肯定し得ないと考えられてきた（P. Torremans, *supra* note (18), para. 6.111, 7.228）。また P. Torremans は、近時では外国での侵害行為に関する事物管轄の制約が放棄される傾向が見受けられることを踏まえて、外国知財権の侵害訴訟について英国の国際裁判管轄が肯定されるにしても、侵害訴訟の中で当該知財権の存否又は有効性に関する抗弁が提出された場合には、別途フォーラム・ノン・コンヴィニエンス（forum non convenies）を根拠として、最終的には英国裁判所が自国の国際裁判管轄を否定するのが適切であるとの見解を表明している（P. Torremans, *supra* note (18), para. 6.111, 7.229）。もっとも日本には、英国と異なり上記のような管轄権に関する制約ルールは存在しておらず、カードリーダ事件最高裁判決等においても外国知財権の侵害訴訟に対する日本の国際裁判管轄が否定されていないことは、本文記載のとおりである。

を法定専属管轄の対象に含まないとする立場が必ずしも世界規模でコンセンサスを得られていない証左でもある。即ち、コモン・ロー諸国では従前より、外国の知財権およびその侵害行為に関して事物管轄を否定するという原則³⁸が存在するとして、登録知財権か非登録知財権かの別を問わず、外国知財権の存否又は有効性に関する訴訟のみならず、外国知財権の侵害訴訟についても国際裁判管轄を否定すべきとの見解が総じて優勢であったように思われる³⁹。

まず手始めに、外国知財権の存否又は有効性に関する訴訟の取扱いをみると、登録知財権（特許権）に関するオーストラリアの裁判例⁴⁰、非登録知財権（著作権）に関する英国裁判例⁴¹が著名である。いずれの裁判例も同様の論理に立脚しているが、このうち後者を採り上げると、米国でシャーロック・ホームズ作品の販売を計画していた英国法人が米国で同作品の著作権者とされていた被告を相手取り、英国裁判所に、米国において被告の当該著作権が有効に成立していないことの確認等を求めて訴訟を提起した⁴²。英国裁判所はこの事案において、外国不動産に関する権利と同様に、知財権は各国の主権の行使によって創設される権利であり、かつその効力は属地的に権利付与国に限定されること等を根拠に掲げて、外国知財権の存否又は有効性に関する問題について自国の国際裁判管轄を否定した。このように、英米法系諸国では、知財権の存否又は有効性を巡る問題は本質的にその知財権の付与国と強く結びついて

³⁸ 知財権を巡るコモン・ロー上の事物管轄原則 (subject-matter jurisdiction principles) について詳細な説明を行うものとして、T. Kono (ed.), *Intellectual Property and Private International Law* (Hart, 2012), 35-37 [T. Kono and P. Jurčys]。

³⁹ T. Kono (ed.), *supra* note (38), 1079 [C. Wadlow]。

⁴⁰ *Potter v. Broken Hill Pty Co. Ltd.* [1906] 3 CLR 479.

⁴¹ *Tyburn Productions Ltd. V. Conan Doyle* [1990] 1 All ER. 909.

⁴² シャーロック・ホームズ作品は訴訟提起時に既に、英国ではパブリック・ドメインの状態になっていたが、米国ではいまだそうした状態にはなかった。もっとも、原告は米国では本文に言うような確認判決が得られないと考えて、敢えて英国での訴訟を選択したとされる (P. Goldstein/P. B. Hugenholtz, *International Copyright*, 4th ed. (Oxford Univ. Pr., 2019), 106)。

いると考えられており、仮に被告が自国の対人管轄権に服する場合であったとしても、外国知財権の存否又は有効性が争点であるときには、自国の国際裁判管轄を否定すべきとの立場を採っている⁴³。

次に、外国知財権の侵害訴訟の取扱いをみると、英国では従前より事物管轄の制約 (subject-matter jurisdictional limitation) から、訴訟の中でその前提として外国知財権の存否又は有効性が争われるか否かに拘らず、こうした侵害訴訟について自国の国際裁判管轄を否定してきた⁴⁴。英国の裁判所では古くから、外国不動産の権利侵害事案に管轄権を有しないとする準則 (モザンビーク・ルール) が受け入れられてきた⁴⁵が、不動産と知財権の類似性を根拠としてこの準則が知財権にも妥当すると考えられてきたのである⁴⁶。もっとも、近時ではこうした様相に変化が見受けられる。即ち、英国最高裁が米国でなされた米国著作権 (非登録知財権) の侵害行為を巡る訴訟において英国の国際裁判管轄を肯定する判決を下した⁴⁷ほか、外国登録知財権の侵害訴訟についても、かかる事

⁴³ A. Arzandeh, *Forum (Non) Conveniens in England: Past, Present, and Future* (Hart, 2018), 15-16.

⁴⁴ P. Torremans, *supra* note (18), Para. 6.111, 7.228.

⁴⁵ *British South Africa Co. v. Companhia de Moçambique* [1893] AC 602 (HI).

⁴⁶ J. J. Fawcett/P. Torremans, *Intellectual Property and Private International Law*, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2011), para. 6.145; 種村祐介「知的財産権侵害の国際裁判管轄権に関する連合王国最高裁 *Lucasfilm* 事件判決——審理可能性の判断を中心に」早稲田法学65巻3号103頁 (2020年)。

⁴⁷ *Lucasfilm Ltd. and others v. Ainsworth and another* [2011] UKSC 39において、英国最高裁は米国著作権の侵害訴訟を巡って、被告が英国在住であることを理由として自国の国際裁判管轄を肯定したが、そこに至るまでには紆余曲折があった。第一審判決 (*Lucasfilm Ltd. and others v. Ainsworth and another* [2008] All ER (D) 07 (Aug)) では、外国著作権の侵害訴訟と外国著作権の有効性に関する訴訟を比較した場合、前者の方が英国の国際裁判管轄を肯定する余地が大きいとの認識を示し、米国著作権の侵害訴訟について英国の国際裁判管轄を肯定した。そのうえで第一審判決では、英国が外国の登録知財権の有効性に関する訴訟について国際裁判管轄を有し得ないとする一方で、外国の非登録知財権の有効性については裁判管轄権を行使し得る余地があるとの見解を示していた。要するに第一審判決では、英国裁判所が裁判管轄権を行使し得る余地

物管轄の制約はもはや及ばないとして自国の裁判管轄権を行使すべきとする見解が次第に有力に提唱されるようになっている⁴⁸。従って、現在

が大きい順に、①外国非登録知財権の侵害訴訟、②外国登録知財権の侵害訴訟、③外国非登録知財権の有効性に関する訴訟、④外国登録知財権の有効性に関する訴訟、と考えたわけである。しかしながら、控訴審判決 (Lucasfilm Ltd. and others v. Ainsworth and another [2009] EWCA Civ 1328) では、一転して第一審判決の判断を覆し、仮令侵害者が英国国内に住所を有する場合であっても、外国の権利に関しては事物管轄 (subject-matter jurisdiction) が及ばないというコモンロー上の制約が存在していることから、外国著作権の侵害請求訴訟について管轄権を行使することは認められないとの判断を下した。英国では、英国裁判所は外国不動産の権利侵害事案に管轄権を有しないとするモザンビーク・ルールが古くより再三にわたり示されてきたが、控訴審判決は、こうした考え方をそのまま外国知財権にも当てはめたものと理解されてきた (T. Kono (ed.), *supra* note (38), 1078 [C. Wadlow])。J. J. Fawcett/P. Torremans, *supra* note (46), para. 5.247, 7.224 and 7.242は、この控訴審判決に批判的な立場を採りつつも、英国における当時の客観的な議論状況について、「知財権が欧州域外で生じたものであれば、英国裁判所は外国の権利に関する事物管轄の制約に基づいて、権利の有効性に関する訴えのみならず侵害行為に関する訴えについても審理を拒否することになるだろう」とする見方を示していたところである。なお本文に記載したとおり、英国最高裁は控訴審判決を覆し、英国内に被告に対する対人管轄権 (personal jurisdiction) の基礎が存在することを理由として、本件訴えについて同国の国際裁判管轄を肯定したが、その詳細な分析は、種村・前掲注 (46) 95頁以下に譲る。

⁴⁸ 近時の学説の状況を見ると、登録か非登録であるかの相違に関係なく外国知財権の侵害訴訟に英国の国際裁判管轄権が及ぶとする見解が有力に主張されている (Cheshire, North & Fawcett, *Private International Law*, 15th ed. (Oxford Univ. Pr., 2017), 496; Dicey, Morris & Collins, *The Conflict of Laws*, 16th ed. (Sweet & Maxwell, 2022), para. 26-034)。また、事物管轄の制約が外国登録知財権 (特許権) の侵害事案に及ばないとした下級審裁判例も出現している (Chugai Pharmaceutical v. UCB [2017] EWHC 1216 (Pat); Actavis UK Ltd. v. Eli Lilly & Co. [2017] UKSC 48)。もっとも、外国登録知財権の侵害訴訟には事物管轄の制約が及ぶとする見解も依然として根強く残っており、議論の帰趨は定まっておらず状況は流動的である (P. Torremans, *supra* note (18), para. 6.111; P. Goldstein/M. Trimble, *International Intellectual Property Law*, 6th ed. (Foundation Pr., 2024), 30-31)。

の英国では、外国知財権の存否又は有効性を争う訴訟については、登録知財権、非登録知財権の別を問わず、事物管轄の制約がコモン・ロー上のルールとして存続していると評価できる⁴⁹ものの、外国登録知財権の侵害訴訟にも事物管轄の制約が及ぶと考えられているかと問われると、この点は微妙である⁵⁰。

むしろ、非登録知財権か登録知財権かの相違により侵害訴訟を巡る国際裁判管轄の判断を異にする立場を堅持していると思われるのは、英国と同じくコモン・ローを継受する米国である。米国では、著作権者である英国企業がNY州所在企業にライセンスを付与したものの、そのNY州所在企業が南米6カ国で著作権侵害を行ったことから米国の連邦地裁で著作権侵害訴訟を提起した事案において米国の国際裁判管轄を肯定する⁵¹一方で、カナダ商標権の侵害訴訟の事案では米国の国際裁判管轄を否定した⁵²。このうち、前者の判決では、登録知財権と非登録知財権の間で侵害訴訟を巡る管轄判断が異なることに関連して、著作権は外部への表出によって成立するものであり、そこでは国家行為が要求されていない点を明示的に指摘したうえで、「本件訴訟ではNY州所在企業によってその侵害がなされたか否かを判断するだけであって、侵害対象とされる著作権の存在および有効性を問うものではない」とか、「外国裁判所

⁴⁹ A. Briggs, *Private International Law in English Courts* (Oxford Univ. Pr., 2014), para. 4.06; P. Torremans, *Litigating Cross-border Intellectual Property Disputes in the EU Private International Law Framework*, in P. Beaumont/M. Danov/K. Trimmings/B. Yüksel (ed.), *Cross-border Litigation in Europe* (Hart Publishing, 2017), 639, 665.

⁵⁰ 現在の英国の議論状況が不透明さを増しており、外国登録知財権の侵害訴訟に事物管轄の制約が及ぶか否かが判然としない状況にあることを指摘するものとして、種村・前掲注(46)113～115頁がある。なお、種村祐介先生が著された『国際不法行為法の研究』(成文堂、2017年)283～339頁では、モザンビーク・ルールの解説、外国知財権侵害訴訟の国際裁判管轄とモザンビーク・ルールとの関係性等が詳細に説明されている。本稿の執筆にあたっても同書籍の記述内容を大いに参考にさせて頂いた。

⁵¹ *London Film Productions Ltd. v. Intercontinental Communications, Inc.*, 580 F. Supp. 47 (S.D.N.Y. 1984).

⁵² *Vanity Fair Mills, Inc. v. T. Eaton Co.*, 234 F.2d 633 (2nd Cir., 1956).

は本裁判所による未熟な決定を受け入れることを強いられることもないし、本裁判所がその他の国の判決との間で不体裁な摩擦を生み出すこともない」といった論旨を展開している。こうした論旨を踏まえると、少なくとも米国では現在においても、外国知財権の侵害訴訟の国際裁判管轄を判断するに当たって、国家行為である登録の有無を重要な考慮要素として位置付けているように思われる。

3. 侵害訴訟における知財権無効の抗弁の取扱い

(1) 立案担当者および通説的見解

日本の裁判所に外国登録知財権の侵害訴訟が提起された場合に、被告から原告の当該知財権が無効である旨の抗弁が提出されることがあるが、こうした抗弁と民訴法3条の5第3項の関係が問題とされる。立案担当者および通説的見解は法定専属管轄規定の双方化を肯定する立場であることから、こうした外国登録知財権が無効である旨の抗弁を日本の裁判所に提出できないのではないかという疑問が一応は湧いてくるのである⁵³。もっとも、立案担当者は「(民訴法)第3条の5第3項は、設定の登録により発生する知的財産権の存否又は効力に関する訴えの管轄権について、その登録が日本でされたものである場合には、日本の裁判所に専属すると定めるものであり、外国特許権等の侵害に係る訴えにおいて、その特許が無効であるとの主張をすることができるかどうかに影響を及ぼすものではない」⁵⁴(括弧内は執筆者による)として、外国登録知財権の侵害訴訟において日本の裁判所に権利無効の抗弁を提出することは妨げられないとする。この点、民訴法3条の5第3項は法定専属管轄の対象を知的財産権の存否又は効力に関する「訴え」に限定しているの

⁵³ なお、侵害債務不存在確認訴訟において、原告が被告の外国登録知財権が無効である旨を主張する場合にも同様の問題が生じる。これ以降の本文では主として、記述内容が煩雑になるのを避けるために、侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、被告から原告の外国登録知財権が無効である旨の抗弁が提出された場合を念頭に置いて検討を進める。

⁵⁴ 佐藤＝小林編著・前掲注(1)115頁。

であって、「抗弁」をその対象に含めるものではないと考えているようである⁵⁵。理由はさておき、通説的見解も結論において立案担当者と同じ立場を採っている⁵⁶。

(2) 欧州における議論

ブリュッセルIbis規則24条4号では、「出願又は登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録又は有効性を対象とする手続」については、「それが訴訟により提起されたものか、抗弁として提起されたものかを問わず、当該出願又は登録が申請され若しくは行われ、又は欧州連合の制定法等の法律文書若しくは国際条約の規定に基づき行われたものと見做される構成国の裁判所」(下線は執筆者による)に法定専属管轄を認めている。すなわち、他の構成国の登録知財権の侵害を理由とする損害賠償請求訴訟において、被告から原告の知財権が無効である旨の抗弁が提出された場合には、その抗弁の限りにおいて、知財権の登録国である当該他の構成国が法定専属管轄を有するとされる。従前の法定専属管轄規定であるブリュッセルI規則22条4号にはかかる内容は盛り込まれておらず、2012年のブリュッセルIbis規則の制定に当たって、ブリュッセルI規則22条4号に上記の下線部を付加する形で新設さ

⁵⁵ 牧野ほか編・前掲注(5)424頁[井上]。

⁵⁶ 高部編著・前掲注(5)99頁[鈴木]、牧野ほか編・前掲注(5)424頁[井上]、松岡編・前掲注(5)283～284頁[多田]、嶋＝高杉編・前掲注(5)103頁[竹下]、茶園茂樹「外国特許権侵害事件の国際裁判管轄」日本工業所有権法学会年報21号75-76頁(1997年)、申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について(2・完)」法学論叢155巻5号71-73頁(2004年)等。なお、道垣内正人先生は、外国登録知財権の侵害訴訟において知財権が無効である旨の抗弁等を提出することは基本的に可能であるとしたうえで、日本の裁判所が当該抗弁等をどのように取扱うべきかという点については、立案担当者および通説的見解と異なる考えを提示する。道垣内先生によれば、こうした場合に、日本の裁判所は外国登録知財権が無効であるとは判示せずに、特許法104条の3の趣旨を踏まえて、外国登録知財権が外国当局により無効とされるべきものと認められるときは、知財権者は相手方に対してその権利を行使できないとする判断に止めるべきであり、かつそれで十分であるとする(澤木＝道垣内・前掲注(5)277～278頁、道垣内・前掲注(11)889～890頁)。

れたものである⁵⁷。この現行規定は、Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG 事件（以下「GAT v. LuK事件」という）⁵⁸における欧州司法裁判所の判断を忠実に反映させたものである。しかしながら、学説では従前より、特許権の有効性そのものが訴えにより争われる場合に限って法定専属管轄の対象とすると考える見解が多数説を形成していた⁵⁹ことから、GAT v. LuK事件における欧州司法裁判所の判断およびブリュッセルIb規則24条4号の新設には総じて批判的である^{60 61}。

⁵⁷ 嶋・前掲注(30) 3～4頁。

⁵⁸ Case C-4/03 [2006] ECR I-6523. なお、GAT v. LuK 事件の判断を追認した欧州司法裁判所の判決として、Roche Nederland BV & Others v. Frederick Primus, Milton Goldenberg (Case C-539/03 [2006] ECR I-6535) がある。これら事件の概要については、嶋・前掲注(30) 30～32頁(2020年)を参照。

⁵⁹ P. Torremans, *supra* note (18), para. 7.30ff.; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 15), EuGVO Art.22 Rdn. 50; R. Geimer/R. A. Schütze, a.a.O. (Fn. 18), EuGVVO Art. 24 Rdn. 19 [R. Geimer].

⁶⁰ European Max Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property, Conflict of Laws in Intellectual Property: The CLIPS Principles and Commentary (Oxford Univ. Pr., 2013), Article 2:401. N06f. [P. Torremans]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), European Commentaries on Private International Law, Vol. 1 [Brussels Ibis Regulation] (Dr. Otto Schmidt, 2016), Art. 24. para. 67 [Luis de Lima Pinherio]; T. Hartley, Civil Jurisdiction and Judgments in Europe (Oxford Univ. Pr., 2017), § 12.38; M. Lehmann, Exclusive Jurisdiction under Art. 22(2) of the Brussels I Regulation: The ECJ Decision Berliner Verkehrsbetriebe v. JPMorgan Chase Bank (C-144/10), 13 Yearbook of Private International Law 507, 517 (2011); H. Schack, Die Entwicklung des europäischen Internationalen Zivilverfahrensrechts – aktuelle Bestandsaufnahme und Kritik, in R. Stürner et. al. (Hrsg.), Festschrift für Dieter Leipold zum 70. Geburtstag (Mohr Siebeck, 2009), 317, 331; J. Bukow, Die Entscheidung GAT/LuK und ihre Konsequenzen – Vom Ende der Cross-Border Injunctions, in M. Grosch/E. Ullmann (Hrsg.), Festschrift für Tilman Schilling zum 70. Geburtstag am 29. Juli 2007 (Heymanns, 2007), 59, 71; C. Heinze/C. Warmuth, *supra* note (16), 153f.; J. Adolphsen, Renationalisierung von Patentstreitigkeiten in Europa, IPRax 2007, 15ff.; E. Gottschalk, EuGH,

もっとも、外国登録知財権の侵害訴訟における知財権無効の主張を如何に取扱うべきかという問題に関して、比較法的視点を導入するのであれば、ブリュッセルIbis規則24条4号を比較対象とするのは適切ではない。ブリュッセルIbis規則は飽くまでも構成国間の国際裁判管轄の配分を目的としたものである。同規則24条4号も他の構成国の登録知財権の有効性が問題となる事案を念頭に置いた規定であり、非構成国の登録知財権の有効性が問題となる事案に同号は適用されない⁶²。また支配的見解によれば、非構成国に対する同号の反射の効果も否定的に解されている⁶³。従って、構成国の裁判所において非構成国の登録知財権の存否又は有効性が争われる場合であって、被告の住所がその構成国に所在するときには、ブリュッセルIbis規則4条1項に基づいてその構成国の国際裁判管轄が肯定される⁶⁴。また被告の住所が法廷地である構成国に所在

13.7.2006-Rs. C-4/03 GAT/LuK. Zur ausschließlichen Zuständigkeit nationaler Gerichte bei Patentverletzungsverfahren, JZ 2007, 299ff; C. Heinze/E. Roffael, Internationale Zuständigkeit für Entscheidungen über die Gültigkeit ausländischer Immaterialgüterrechte, GRUR Int 2006, 787ff.

⁶¹ GAT v. Luk 事件の判決およびブリュッセル Ibis 規則24条4号に対しては特に、これらが侵害者とされる者に侵害訴訟の遅延を図る機会を与えるという点に批判が集中している。ブリュッセル Ibis 規則24条4号では、登録国で知財権の存否又は有効性に関する判断がなされるまでの間、侵害訴訟をどのように取扱うべきかについて何ら方針が示されていないばかりか、知財権の存否又は有効性の確認のための登録国の手続にタイムリミットが設けられず、また登録国に対して常識的な期間内にそうした手続を開始することを促すための条項も設けられていないといった批判が寄せられている (V. Lazić/P. Mankowski, supra note (16), para. 4.078)。

⁶² T. Rauscher (Hrsg.), aa.O (Fn. 15), Art. 24 Rdn. 9-11 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O (Fn. 15), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; R. Geimer/R. A. Schütze, aa.O (Fn. 18), EuGVVO Art. 24 Rdn. 12 [R. Geimer]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, aa.O (Fn. 16), Art. 24 Rdn. 10 [D. Paulus].

⁶³ 嶋・前掲注 (30) 19～27頁。

⁶⁴ Münchener Kommentar ZPO, aa.O (Fn. 18), Brüssel Ia-VO Art. 24 Rdn. 5 [P. Gottwald]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, aa.O (Fn. 16), Art. 24 Rdn. 10 [D. Paulus]; R. Geimer/R. A. Schütze, aa.O (Fn. 18), EuGVVO Art. 24 Rdn. 12 [R. Geimer]; T. Rauscher, Internationales Privatrecht, 5 Aufl. (C. F. Müller, 2017),

しないときには、ブリュッセルIbis規則6条1項に基づいて、その構成国の国内法（国際民事訴訟法）に則り管轄の有無に関する判断が下されることになる⁶⁵。もっとも、非構成国の登録知財権の有効性を問う訴訟に関して、自国の国際裁判管轄を如何に考えるべきかという問題については、構成国毎に見解は分かれるし、また同一構成国内であっても必ずしも見解が統一されているとは限らない⁶⁶。

従来、欧州では、知財権の属地主義原則の影響により知財権の存否又は有効性に関する問題を取扱うことができるのは当該知財権の付与国に限られるとする考え方が有力に提唱されていた。例えば、E. Riezlerは、知財権が「属地主義による制約の訴訟手続上の反射的效果 (prozessualen Reflexwirkung der Beschränkung der territorialen Reichweite)」⁶⁷を有することを根拠として、外国特許権の存否等に関する問題について国際裁判管轄を否定する見解を提唱した⁶⁸が、理由は兎も角、知財権の存否又は有効性を付与国のみが判断し得るとする考えは、当時の欧州で広く共有されていたものであった。しかしながら現在においては、こうした考えが必ずしも共通の理解として位置付けられているわけではない。外国知財権（特に登録知財権）の侵害訴訟において知財権の存否又は有効性に関する主張がなされた場合において、その主張を如何に取扱うべきかという問題を巡っては、見解が一つに収斂しているわけではない。むしろ、細部に亘り異なる見解が提唱され、百家争鳴の様相を呈していると言えるだろう。

第一に、GAT v. LuK事件における欧州司法裁判所の判断（およびブ

Rdn. 1904.

⁶⁵ Münchener Kommentar ZPO, aa.O (Fn. 18), Brüssel Ia-VO Art. 24 Rdn. 5 [P. Gottwald]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), supra note (60), Art. 24 para. 9 [Luís de Lima Pinheiro]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, aa.O (Fn. 16), Art. 24 Rdn. 10 [D. Paulus].

⁶⁶ T. Kono (ed.), supra note (38), 42 [T. Kono and P. Jurčys].

⁶⁷ E. Riezler, Internationales Zivilprozessrecht und prozessuales Fremdenrecht (Gruyter, 1949), 231.

⁶⁸ E. Riezler, aa.O (Fn. 67), 233. 同様の見解を採るものとして、W. Kisch, Handbuch des deutschen Patentrecht (J. Bensheimer, 1923), 177f.

リュッセルIbis規則24条4号の新設)以前におけるドイツの通説的見解が代表的であるが、外国知財権の存否又は有効性に関する問題が既判力の対象範囲に含まれる場合に限り、これら問題に関する判断を下し得ないとする見解がある(第一の見解)⁶⁹。抗弁等の形で外国知財権の存否又は有効性が争われる限りは既判力の対象範囲に含まれないことから、この見解によれば、外国知財権の侵害訴訟において当該知財権の不存在又は無効が主張されるときも、自国の裁判管轄権の行使を否定する謂れはないとの結論に至るはずである。もっとも、こうしたドイツの通説的見解にあっても、自国の裁判管轄権の行使が制限されるのは既判力が対世的な効力を有する場合に限る⁷⁰のか、对人的な効力に止まる場合も含む⁷¹のかを巡って見解の対立がある。

第二に、ブリュッセルIbis規則24条4号と同じく、訴訟における位置付けを問わず、外国知財権の存否又は有効性に関する審査を行うことを一切認めるべきではないとする見解が提唱されている(第二の見解)⁷²。

⁶⁹ C. Heinze/E. Roffael, aa.O. (Fn. 60), 790; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O (Fn. 15), EuGVO Art. 22 Rdn. 50; R. Geimer/R. A. Schütze, aa.O (Fn. 18), EuGVVO Art. 24 Rdn. 19, 231, 237-238 [R. Geimer].

⁷⁰ LG Düsseldorf von 31.5.2001, GRUR Int. 2001, 983, 983; D. Stauder, Die Anwendung des EWG-Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommens auf Klagen im gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht, Zweiter Teil, GRUR Int. 1976, 510, 513f; K. Grabinski, Zur Bedeutung des Europäischen Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommens (Brüsseler Übereinkommens) und des Lugano-Übereinkommens in Rechtsstreitigkeiten über Patentverletzungen, GRUR Int. 2001, 199, 209.

⁷¹ S. Kubis, Internationale Zuständigkeit bei Persönlichkeits- und Immaterialgüterrechtsverletzungen (Ernst und Werner Gieseking, 1999), 225f; A. Keukenschrijver, Patentnichtigkeitsverfahren, 2. Aufl. (Carl Heymanns, 2005), Rdn. 399; U. Krieger, Durchsetzung gewerblicher Schutzrechte in Deutschland und die TRIPS-Standards, GRUR Int. 1997, 421, 421.

⁷² GAT v. LuK 事件における法務官 L. A. Geelhoed の意見書は、こうした見解の代表格である (Opinion of Advocate General Geelhoed delivered on 16 September 2004, Case C-4/03, para 41f, 48.)。Fort Dodge Animal Health Ltd. v. Akzo Nobel NV, supra note (17), 931f; Coin Controls Ltd. v. Suizo International

この見解によれば、外国知財権の存否又は有効性を対象とする訴訟は勿論のこと、侵害訴訟の中で先決問題として外国知財権の存否又は有効性が争われる場合であっても、国際裁判管轄の行使は認められないとの結論に至る。但し、こうした見解ととも、外国知財権の侵害訴訟において当該知財権の存否又は有効性に関する主張がなされた場合の対応を巡って、侵害訴訟そのものを却下すべきとする立場⁷³と、当該知財権の付与国において存否又は有効性に関する判断が示されるまでの間、侵害訴訟の審理を停止すべきとする立場⁷⁴に分かれて対立している。

第三に、侵害訴訟の中で外国知財権の不存在又は無効が主張される場合に止まらず、外国知財権の存否又は有効性そのものを争う訴訟についても、自国の国際裁判管轄の行使を妨げないとする見解も提唱されている（第三の見解）。こうした見解は、前述のE. Riezlerとは異なり、知財権の存否又は有効性に関する訴えが法廷地である自国の法体系において法定専属管轄事項とされている場合であっても、外国知財権にその反射的效果を認める必要はないとする認識に立つものである。例えば、H. Schackは、「内国裁判所により、外国知財権が不存在である旨が確認されたからと言って、その効果は内国および当該判決を承認した国の領域内に止まる。当該知財権の付与国がこの内国判決に従うか否かはまさにその国の判断に委ねられており、内国判決における外国知財権不存在の確認がその付与国の主権を侵害するわけではない」⁷⁵とし、付与国の主権に対する配慮は必要でもないし、有意義なものでもないで一蹴する。

(UK) Ltd. [1997] FSR 660, 676; Sepracor v. Hoechst [1999] FSR 746, 753.

⁷³ Fort Dodge Animal Health Ltd. v. Akzo Nobel NV, *supra* note (17), 931f.; Coin Controls Ltd. v. Suzo International (UK) Ltd., *supra* note (72), 676; Rechtbank van eerste aanleg te Brussel vom 12.5.2000, GRUR Int. 2001, 170, 171.

⁷⁴ Gerechtshof's-Gravenhage vom 23.4.1998, Nederlands Internationaal Privaatrecht 1998, Nr. 371, 389, 392f; Rechtsbank's-Gravenhage von 29.10.1997 [1998] FSR 199, 213f. (これらはいずれもオランダ裁判所の判決である)

⁷⁵ H. Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 8 Aufl. (C. H. Beck, 2021), Rdn. 626; ders., Zur Anknüpfung des Urheberrechts im internationalen Privatrecht (Duncker & Humblot, 1979), 25f.

またA. Weigelは、外国知財権の不存在、失効および制限に関する訴訟の国際裁判管轄が知財権の属地主義原則や国際公法を根拠に否定されることはないとしたうえで、そうした内国判決は外国（典型的には付与国を指す）の高権的行為の内国効力を排除できるという点で重要な意義を有すると指摘する⁷⁶。加えて、かかる内国判決の意義として、付与国において知財権者が侵害訴訟を提起し損害賠償請求が認められたとしても、内国判決において当該知財権の存在又は有効性が否定されるのであれば、その内国判決を根拠として、損害賠償請求を認容した付与国の判決の内国での執行を妨げ得ること、あるいは、承認・執行制度を通じて外国でその内国判決を活用することが可能であること等を指摘する⁷⁷。こうした見解は、外国知財権の存否又は有効性そのものを争う訴訟であつても自国の国際裁判管轄を肯定する余地を認めるが、そうであれば、外国知財権の侵害訴訟の中で当該知財権の不存在又は無効が主張される場合についても、ア・プリオリに自国の国際裁判管轄を否定する立場は採らないと考えられる⁷⁸。

（３）私見

私見は、上記（２）に列挙したもののうち、第三の見解との間で、法定専属管轄規定の双方化に否定的であるという点において基本的な認識を共有している。以下では、法定専属管轄訴訟において外国登録知財権の存否又は効力が争点となる場合を２つに分けて、私見を論じることと

⁷⁶ A. Weigel, Gerichtsbarkeit, internationale Zuständigkeit und Territorialitäts-Prinzip im deutschen gewerblichen Rechtsschutz (Ernst und Werner Gieseking, 1973), 120.

⁷⁷ A. Weigel, aa.O. (Fn. 76), 120-121.

⁷⁸ H. Schack は、「そうした（属地主義原則に対する）配慮は必要でもないし有意義でもない。外国知財権の侵害訴訟の国際裁判管轄は問題なく認められるが、その中で裁判所は、その前提問題として主張されている外国知財権の存否について判断しなければならない」（括弧内は執筆者による）と論じている。侵害の有無の前提問題として外国知財権の存否が争われる場合であっても、侵害訴訟の国際裁判管轄が何ら影響を受けないことを当然の前提として自説を展開している（ders, aa.O. (Fn. 75), [Internationales Zivilverfahrensrecht] Rdn. 626）。

したい。

(イ) 外国登録知財権の存否又は効力に関する訴訟が日本の裁判所に提起される場合

私見によれば、民訴法3条の5第3項について双方化を否定する以上、同項を根拠として、外国登録知財権の存否又は効力に関する訴訟を日本で提起することは妨げられない。

例えば、登録国の法体系によれば、登録知財権の存否又は効力について私人間の確認請求権を認めており、この権利に基づいて日本で訴訟が提起される場合には、日本の裁判所としては、民訴法3条の2以下の規定に基づいて、自国の国際裁判管轄の有無を肅々と判断すれば良い。登録国においてこうした訴えについて自国の専属管轄を定める法規定が存在する場合であっても、そのことを以て、日本の国際裁判管轄を直ちに否定する必要はない。登録国において法定専属管轄規定が存在することは、民訴法3条の9に規定する「特別の事情」に関する考慮要素の一つとして位置付ければ足りるであろう。また、外国登録知財権の存否又は効力に関する訴訟について通常は、①訴訟の対象が外国当局の権限に基づいて創設される権利の存否又は効力であり、当該外国当局による審査内容および手続等の適正を確認することが審理の中心事項であること、②外国当局の審査および手続が適正になされていたか否かに関する証拠は、概ね当該外国に集中していると見込まれること等の事情が認定されることも少なくない。こうした事情も民訴法3条の9の「特別の事情」に関する審査の中で考慮すればよい。

なお、知財権の登録国の法体系によれば、私人が登録機関に対して、民事訴訟の形態により、登録知財権の存否又は効力に関する訴訟を提起することが許容されているかもしれない。仮令登録国によれば民事訴訟の外装を纏っているにせよ、法廷地である日本の視点に即して捉え直せば、こうした訴訟の本質は登録機関に対して登録という行政行為の是正を求めることにあるため、非民事領域に属する性格を有するものと考えられる。日本の民事訴訟の枠組みの中で、こうした訴訟を取扱う余地はないと思われる⁷⁹。

⁷⁹ この点に関して、石黒一憲先生は、東京高判平成5年6月28日判タ823号126

(ロ) 外国登録知財権の侵害訴訟において、当該知財権の不存在又は無効が主張される場合

私見では法定専属管轄規定の双方化を否定する以上、外国登録知財権の侵害訴訟において当該知財権の不存在又は無効が主張されたからといって、殊更に特別視する必要はない。まして主文ではなく理由の中でこの主張に関する判断がなされる限り既判力が及ばないことから、日本の裁判所として理由中でこの点に関する判断を行ったとしても、登録国である外国との間で法的摩擦が生じるとも思えない。なお、立案担当者および通説的見解は、外国登録知財権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、侵害対象である外国知財権が無効であること等を抗弁として提出できるかどうかは、実体法上の問題として、準拠法となる当該外国知財権の保護国（登録国）の法律に基づいて判断すべきであるとする⁸⁰。しかしながら、侵害に基づく各請求権に付着した抗弁であるから、各請求権の準拠法に基づいて判断すべきである。カードリーダ事件最高裁判決が提示した性質決定を巡る議論を前提とすれば、知財権の無効等を損害賠償請求に対する抗弁として提出するのであれば不法行為準拠法に基づいて、差止・廃棄請求に対する抗弁として提出するのであれば保護国（登録国）法に基づいて、各々その抗弁提出の可否を決すべきである⁸¹。

頁を引用しつつ、「ある国の法的制度が他の国からみて実質において民事法と理解されるべきか刑事法と理解されるべきかは、例えば金銭の支払先が国とされているか私人とされているかというような形式的な基準のみによって判断するのではなく、その法的制度が設けられた趣旨、目的、その制度が果たすべきものとして期待されている役割等を考慮し、当該法制度の本質を実質的に検討して、これを我が国の法制度の下においてどう評価するかという観点から判断すべき」との見解を示している（石黒一憲『国際民事訴訟法』（新世社、1996年）9～10頁）。石黒先生の見解を推し進めれば、たとえ登録国の法体系では私法領域に属する請求として位置付けられている場合であっても、登録国の行政機関に対して登録知財権の存在又は有効性を争い、登録という行政行為の是正を求める訴えを民事訴訟として日本の裁判所が受け付けるとすれば、それは「民事・非民事の不当な混淆」（同22頁）を許容するものであって容認できない。

⁸⁰ 佐藤＝小林編著・前掲注（1）115頁、高部編著・前掲注（5）99頁〔鈴木〕、牧野ほか編・前掲注（5）424頁〔井上〕。

⁸¹ なお、立案担当者および通説的見解は法定専属管轄規定の双方化を肯定す

4. 結語

登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」(民訴法3条の5第3項)が指し示す内容は、ブリュッセルIbis規則24条4号が規定する事項のうち、登録知財権の「有効性を対象とする手続」の内容とほぼ一致するものと評価できる。これら条文が共に規定する法定専属管轄事項は、登録知財権の成立の有効・無効および失効といった問題であるが、少なくとも、日本では、こうした問題は概ね非民事の領域に属する手続(行政審判における審決および審決取消訴訟)に委ねられる。従って、民訴法3条の5第3項が直接管轄規定として機能する局面は極めて限定されることになり、同項の存在意義は間接管轄における機能に殆ど集中することになる。特に、私見の如く、法定専属管轄規定の双方化を否定する見解に立てば、外国登録知財権の「存否又は効力に関する訴え」が日本の裁判所に提起された場合であっても、民訴法3条の5第3項は日本の国際裁判管轄を否定する剥奪的機能すら有しないことから、直接管轄の局面における同項の存在意義は限りなく皆無に近くなる。

とりわけ外国登録知財権の存否又は有効性を争う訴えについて日本が裁判管轄権を行使し得るか否かについて論じると、私見では民訴法3条の5第3項の双方化を否定する以上、日本が裁判管轄権を行使するに当たって同項が妨げになることはない。しかしながら、私人が外国の登録

るが、登録知財権の侵害訴訟は民訴法3条の5第3項が規定する法定専属管轄事項に含まれないことから、法定専属管轄規定の双方化を支持する見解に立脚した場合であっても、外国登録知財権の侵害訴訟についてわが国の国際裁判管轄をア・プリオリに否定する理由はない。そのうえで、侵害訴訟の先決問題として外国登録知財権の存在や有効性が問われる場合であっても、それは「訴え」として問題を提起しているわけではなく、飽くまで「抗弁」として提出しているに過ぎないのだから、同条3項の双方化の対象には当たらない。よって、私見と立案担当者・通説の見解との間で理屈は異なるが、いずれに拠ろうとも、①外国登録知財権の侵害訴訟についてわが国の国際裁判管轄を肯定し得ること、②①の訴訟の中で、その前提問題として知財権の存否又は有効性が争われる場合であっても、日本の裁判所がこのことについて判断を示しても何ら問題がないことの2点に関する限り、結論に差は生じない。

機関を相手取りこうした訴訟を提起する場合には、登録国の法体系においてこうした訴訟に民事訴訟としての外装を纏わせていたとしても、その実体に照らせば日本では非民事の領域に属する問題であるから、日本の裁判所としては民事訴訟の枠組みでこうした訴えを取扱うことは困難である⁸²。他方で、登録国法によれば外国登録知財権の存否又は有効性について私人間の確認請求権を認めている場合も想定され得るが、その場合には、民訴法3条の2以下の一般規定に基づき日本の裁判管轄権行使の可否が決められる。存否又は有効性を争っている対象が外国の登録知財権であること等は、民訴法3条の9が規定する「特別の事情」の有無を判断するに当たっての考慮要素と位置付ければよい。

もっとも、日本では、外国登録知財権の存否又は有効性そのものが争われる訴えについて日本の裁判所が裁判管轄権を行使し得るかという問題は殆ど議論されてこなかった。日本ではむしろ、外国登録知財権の侵害訴訟において当該知財権の不存在又は無効を主張することが可能かという問題に焦点が当てられてきた。民訴法3条の5第3項の双方化を否定する以上、私見によれば外国登録知財権の存否又は有効性を争点とする訴えを日本の裁判所で提起することすら、ア・プリオリには否定されない。ましてや、外国登録知財権の侵害訴訟において、その知財権の不存在又は無効を主張することを否定する理由はどこにもない。さらには、主文ではなく理由の中にかかる主張に関する判断がなされるのであればその判断には既判力が及ばないことから、日本の裁判所としてこの点を理由中で判断したとしても、何らの問題も生じないと言うべきである。

(以 上)

(追記) 本稿は、JSPS科学研究費補助金(20K20415, 22K01170)の研究成果の一部です。関係者の皆様に謝辞を申し上げます。

⁸² また仮に民事領域の問題として捉え得るにしても、被告が外国の公的な登録機関である以上、原則として日本からの裁判権免除が認められることになるだろう。